

証明用電気計器(子メーター)の

有効期限を確認しましょう。

電気の子メーター管理者の皆様へ

貸ビル・アパート・寮などで管理者と入居者との間で電気料金の配分に使用されている子メーターは、計量法によって有効期間が定められています。

検定有効期限は
検定証印付き封印キャップ、
検定票及びラベルで
示してあります。

単独計器の有効期限は
検定・適合ラベルで表示してあります。

検定ラベル

(検定に合格したもの)

有効期限
平成31年5月を示す。



適合ラベル

(基準適合検査に合格したもの)

基準適合証印



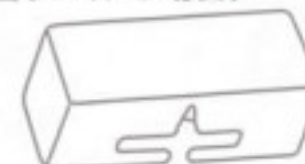
封印キャップ (検定ラベルの場合)

検定証印



有効年月は元号で表示。
平成17年5月以前に検定
した計器は、西暦で検定年を
刻印しています。

封印キャップ (適合ラベルの場合)



変成器付計器の有効期限は
検定票で表示してあります。

検定証印



検定票 ○名 26 5

有効期限 平成26年5月を示す。

お知らせ

変成器の有効期間が平成19年4月1日から延伸されました。
詳しいことは、下記のところにお問い合わせ下さい。

■検定を受けるには……

メーターの修理調整は、経済産業大臣に届け出た届出修理事業者でなければできません。
中部地区は次の修理事業者が行っていますので、詳しいことは、下記へお気軽にご相談ください。

- 中部精機 株式会社 ☎ 0568-51-7477
- 東海電気計器 株式会社 ☎ 052-935-2845
- 高林電機 株式会社 ☎ 052-962-5481

★お問い合わせ先……

計量法についてお尋ねになりたいことがありましたら、下記のところへお問い合わせください。

- ◆中部経済産業局資源エネルギー環境部電力事業課 ☎ 052-951-2797 <http://www.chubu.meti.go.jp/>
- ◆日本電気計器検定所 中部支社 ☎ 0568-53-6331 <http://www.jemic.go.jp/>

中部地区証明用電気計器対策委員会

経済産業省中部経済産業局資源エネルギー環境部電力事業課	中部電力株式会社	社団法人 日本配電制御システム工業会 中部支部
愛知県産業労働部商業流通課(県代表)	財団法人 中部電気保安協会	中部電気工事業組合連合会
名古屋市計量検査所(特定市代表)	社団法人 中部電気管理技術者協会	電気計器製造事業者
日本電気計器検定所 中部支社	社団法人 名古屋ビルディング協会	電気計器修理事業者